

第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメント実施状況

(1) 意見募集期間

令和6年12月10日（火）～ 令和7年1月13日（月・祝）

(2) 提出者数及び件数

提出者数 3名（うち要件等非該当数0名） 件数 3件

2. お寄せいただいた主なご意見と市の考え方

番号	お寄せいただいた主なご意見	ご意見に対する市の考え方
1	自身の経験からも、本市は保育園一時預かりのハードルが高いと感じている。 利用には様々な証明書等が必要で、1ヶ月前からの予約が必要であるとのことであった。前日や当日に保護者が体調を崩して子どもの育児が困難な場合、一時預かりの利用が難しいと分かり、利用しにくい制度だという印象を受けた。 近隣の市では気軽に子どもを預けられる制度が整っている。藤井寺市に住む未就労者の家庭育児は保護者が体調不良でも休めないのでしょうか。制度の改善を切実に願います。	現在、藤井寺市では公立保育所1か所、民間保育施設3か所で一時預かり事業を実施しています。このうち、公立保育所で行う一時預かりについては、保護者の就労又は傷病・入院等により、保育を必要とする児童に対する保育サービスを行っています。このため、利用の申込の際に、就労証明書や医師の診断書等を提出いただいているところです。また、施設がご利用いただくお子さんについて把握し、食事提供や保育の実施について適切な体制を確保するため、原則前月までに利用予約をしていただく運用としています。 上記のほか、支援を必要とする方と援助可能な方をマッチングする子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート）を実施しており、当該事業においても一時的な預かりは可能です。 気軽にご利用いただくには、現時点で課題がありますが、保育を必要とする方が必要なサービスを受けていただけるよう、実施体制の確保に努めてまいります。
2	外国籍の方々に対する日本語教育の機会とともに彼らのこどもたちに対する日本語教育の機会の拡充を求めます。近隣の大学などと連携し、地域のこどもたちと外国にルーツのある児童生徒との交流や日本語教育事業の機会を増やしてはどうでしょうか。地域で子育てをするためにも、日本籍外国籍関係なく一緒に学ぶ機会を設けることを期待します。	学校教育においては、日本語指導教員が学級担任や教科担任と連携し、年間を見通した学習計画を立てることで、学習言語の定着、子どもの進路実現への支援を行っています。 また、日本での生活に慣れ、日本語でコミュニケーションがとれるよう支援するため、日本語指導員（通訳者）が定期的に学校へ訪問する機会を設け、安心して学校生活を送ることができるようにしています。 なお、日本語を勉強したいと考えておられる方々や子ども達の交流の場として、藤井寺市国際交流協会で開催されている日本語教室やドーナツくらぶ（小学生を対象とした、外国にルーツのある子ども向けの交流会）を案内しております。

番号	お寄せいただいた主なご意見	ご意見に対する市の考え方
3	ニーズ調査では、「医療機関利用体制」が高いが、市民病院が廃院となり入院できる小児科病床が無い現状であるが、「安心できる医療体制確保」と書かれている。また、保育・学童保育要求が高いが、保育については民間誘致頼みである。 その他、「こども誰でも通園制度」については保育士不足の現状において責任ある実施体制が可能なのか。「不登校児童生徒の支援」や「子どもの貧困対策」についてもどのような支援を行っていくのかが見えてこない。 藤井寺市の現状にあった具体的な計画・施策展開をされてほしい。	「安心できる小児医療の体制確保」については、救急医療体制の確保が重要と考えています。そのために、藤井寺市医師会、はびきの医療センター、医療法人ラポール会（青山病院等）との連携協定に基づく協力体制の構築と近隣医療機関との連携を進めることで、小児医療の体制確保を含めた地域医療の推進と、切れ目のない適切な医療の提供を図れるものと考えています。 また、公立の就学前教育・保育施設が果たす役割として、セーフティネットとしての役割、入所希望児童数の調整機能、教育・保育水準の確保があり、引き続き「公」の役割を果たしてまいりたいと考えています。 併せて、民間の就学前教育・保育施設との連携・協力も大切であると考えており、待機児童解消を目的とした民間保育施設の公募を行い、令和8年4月に100名規模の保育所が開設される予定です。 「こども誰でも通園制度」については、令和8年度からの実施に向け、実施施設や体制について検討を進めてまいります。 不登校児童生徒の支援について、学校教育においては、一人ひとりのニーズに応じた学びの場を確保し、学校に来ることができなくてもオンライン等で授業に参加できるようにしています。また、教室に入りにくくなっている児童生徒のために、校内教育支援センターの環境を整備し、活動プログラムや支援員の充実を図っています。 さらに、学校に来ることができない児童生徒のために、市教育支援センターやフリースクール等と連携し、多様な居場所を確保できるように努めています。 子どもの貧困対策についても、各分野における主な取組を総合的に推進することにより、子どもの貧困の解消に向けて取り組むものです。 本計画は、子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進するための包括的な計画となるものです。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。